

第4回京都駅南口駅前広場 エリアマネジメント会議

会議資料

目 次

- | | |
|---------------------------------------|----|
| 1 今年度の検討内容等について | 1 |
| 2 貸切バスのショットガンシステム運用実験案(閑散期)について | 2 |
| 3 タクシーのショットガンシステム運用実験案(閑散期)について | 6 |
| 4 タクシープール等の利用規則について | 11 |



平成 26 年 6 月 27 日
京都市都市計画局歩くまち京都推進室

1 今年度の検討内容等について

1.1 検討内容

○観光バス乗降場の運用方法

- ・第2プールの運用方法
- ・予約制，料金制の仕組み
- ・観光バス乗降場の管理方法

○タクシープール等の運用方法

- ・第2プールの場所の選定
- ・第2プールの運用方法
- ・タクシープール等の利用規則
- ・タクシープール等の管理方法

○分かりやすい案内方法

- ・バス停の分かりやすい案内情報の提供方法

○時間制限駐車区間（パーキングチケット駐車場）の廃止，工事によるスペースの縮小への対応

- ・パーキングチケット駐車場の廃止の広報，予告看板の設置，チラシの配布
- ・障害のある人への優遇措置など付近駐車場との調整
- ・送迎バス運行事業者間の調整
- ・荷捌きスペースの管理方法
- ・工事中の対応

1.2 スケジュール

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
エリアマネジメント会議			○						○			○
貸切バス部会					実験○		←実験→					
タクシー部会					実験○		←実験→					
路線バス部会							←部会→					
送迎部会							←部会→					
荷捌き部会							←部会→					

2 貸切バスのショットガンシステム運用実験案(閑散期)について

2.1 目的

整備後の駅前広場におけるショットガンシステムの運用上の課題を抽出するため、ショットガンの運用実験を行う。

2.2 確認事項

繁忙期の実験のプレ実験として課題を確認

2.3 実験実施日

平成26年9月5日(金)及び6日(土) 午前7時～午前10時

2.4 実験実施要領

- 乗降場は、現在の南口バスプールとする。

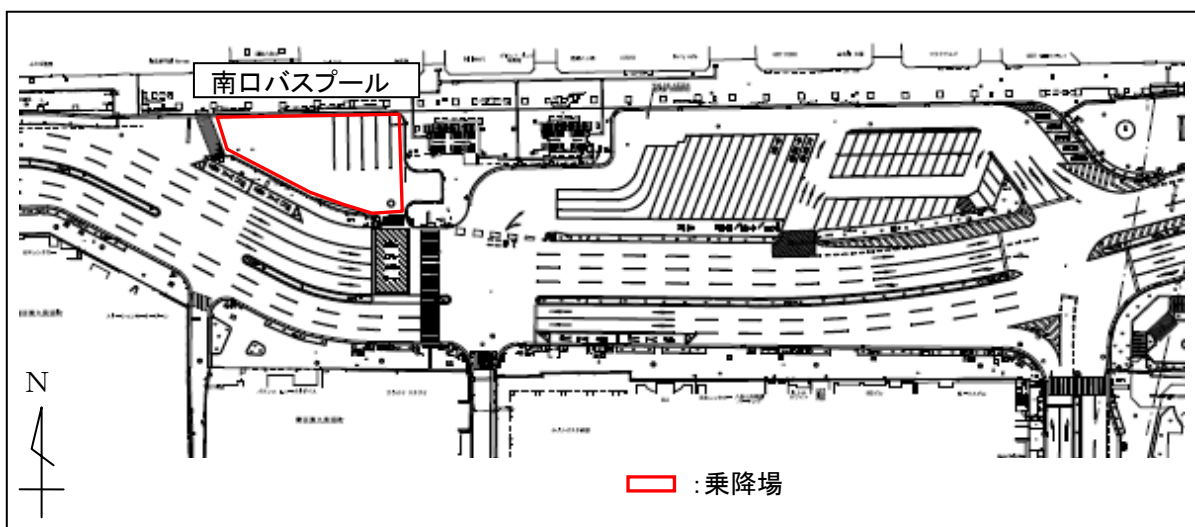


図1 乗降場の配置

- 待機場は、鴨川西ランプ高架下駐車場とする。



図2 鴨川西ランプ高架下駐車場

- 待機場から南口バスプールへの経路は、十条通を西進、油小路通を北上、八条通を東進するルートとする。

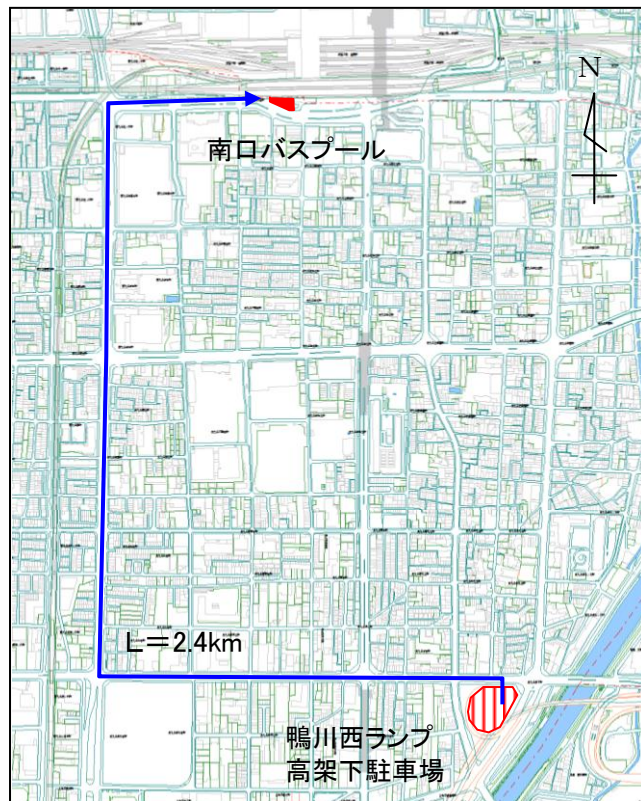


図3 待機場から乗降場への経路

- 実験の周知は、旅行業界に対しては、大手旅行事業者団体及び中小旅行事業者団体を通じて通知する。貸切バス業界に対しては、バス協会を通じて通知する。ただし、協会会員以外の事業者については、直接郵送により通知する。
- 実験期間中にバスプールの利用を希望される事業者は、事前に FAX により申し込むこととし、実験中は、事前に利用の申込みを行ったバス以外は乗降場に入庫できない。
- 実験では、乗車目的のバスは、利用時間の20分前までに一旦待機場（鴨川西ランプ高架下駐車場）に入庫した後、調査員の指示により駅前広場の乗降場に向かう。
- 乗降場の利用時間は、原則20分とする。
- 待機場にバスが到着した際には、番号票を渡し、ダッシュボードの見える位置に置いてもらう。
- 待機場からの出発は、10分前から出発の合図を送る。
- バスプールへのバスの到着時間が大きくずれた場合、バスプールの調査員は、ずれた時間を待機場の調査員に連絡する。待機場の調査員は、その後の出発時間を調整する。
- プール及び待機場の調査員は、待機場とプールにおいて、バスごとに配布した番号票の番号と到着時刻、出発時刻を記録する。

2.5 人員配置と役割

表1 乗降場の人員配置と役割

場 所	人 員	役 割
南口バス プール	調査員 3名	到着時間の記録, 出発時間の記録, 早着・遅延時間の連絡

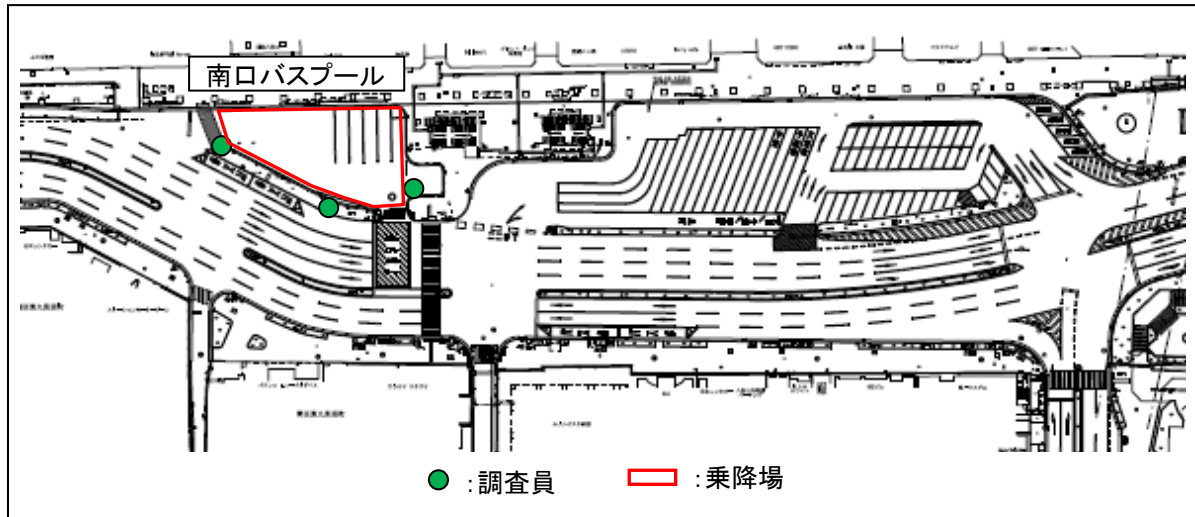


図4 乗降場の人員配置図

表2 待機場の人員配置と役割

場 所	人 員	役 割
鴨川西ラ ンプ高架 下駐車場	調査員 2名	出発の合図, 待機場からのバスの早着・遅延時間の連絡の受け, 出発時間の調整, 到着・出発時間の記録
	交通誘導員1名	出庫時のバスの誘導

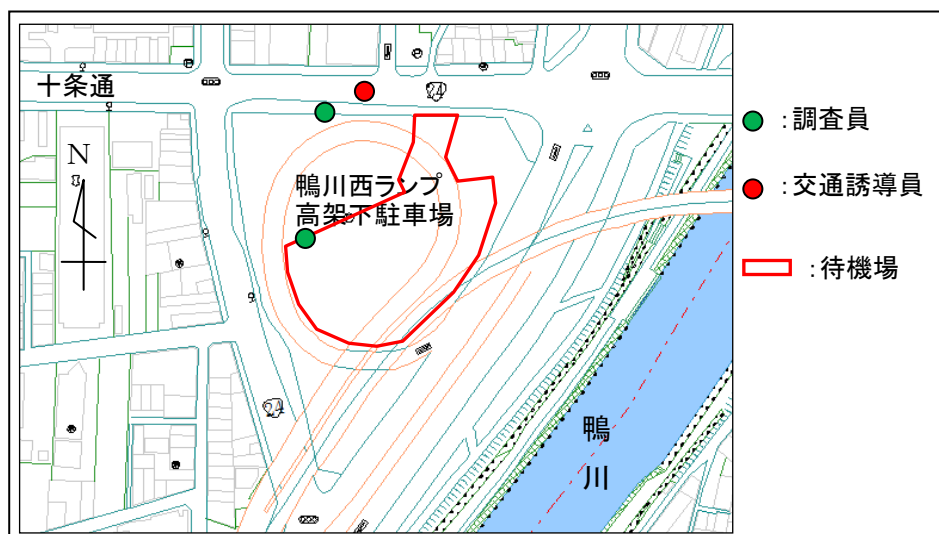
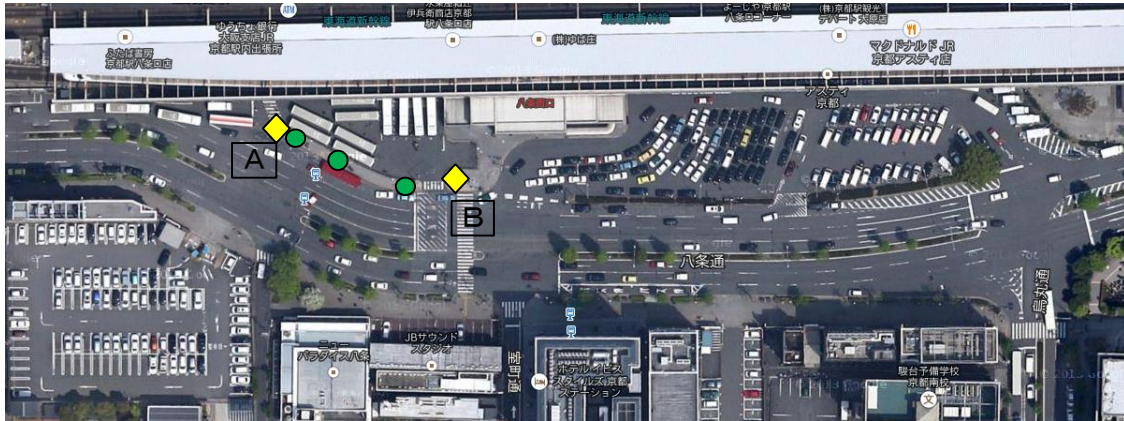


図5 待機場の人員配置図

バスショットガン社会実験看板配置図

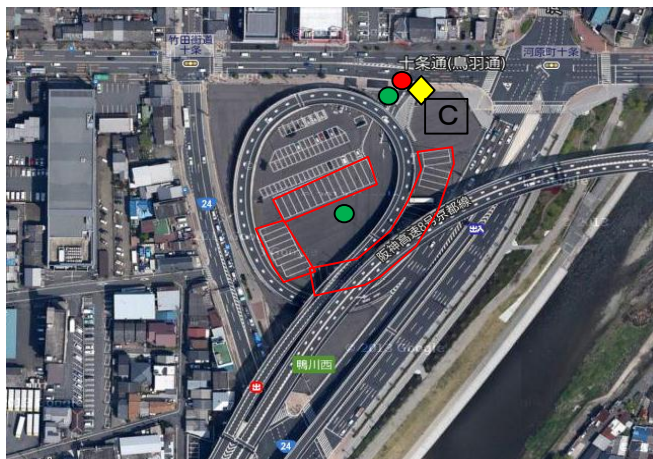
南口バスプール



● : 調査員

◆ : 看板(実験中, 実験前も同じ位置)

鴨川西ランプ高架下駐車場



● : 調査員

● : 交通誘導員

◆ : 看板(実験中, 実験前も同じ位置)

地点	実験前	実験中
A	①	②
B	①	②
C	①	②

①

お知らせ
 ○月○日○時～○時バスの待機方法に関する
 社会実験を実施します。
 ご迷惑お掛けしますが、ご協力お願いします。
 京都市都市計画局
 歩くまち京都推進室

②

バスの待機方法に関する
社会実験中
 京都市都市計画局
 歩くまち京都推進室

3 タクシーのショットガンシステム運用実験案(閑散期)について

3.1 目的

整備後の駅前広場におけるショットガンシステムの運用上の課題を抽出するため、ショットガンの運用実験を行う。

3.2 確認事項

- 容量的に問題がないか。
- 客が多く回転が速くなった時に第2プールから送り込んだタクシーが間に合うか。
- 経路に問題がないか。
- その他の課題の有無

3.3 実験実施日

平成26年8月24日(日), 25日(月) 午前9時～午後4時※ (遠隔地)

8月26日(火) 午前9時～午後4時 (近傍地)

(※ .遠隔地については, 実施時間の延長を検討中)

3.4 実験実施要領

- 南口広場のタクシープールを整備後のプールと同規模の51台に区切る。乗り場の運用は, 小型と中型の分けをなくし, 並んだ順に乗り場に付ける。(大型車については, 運用方法を検討中であるため, 実験の対象外とする。)

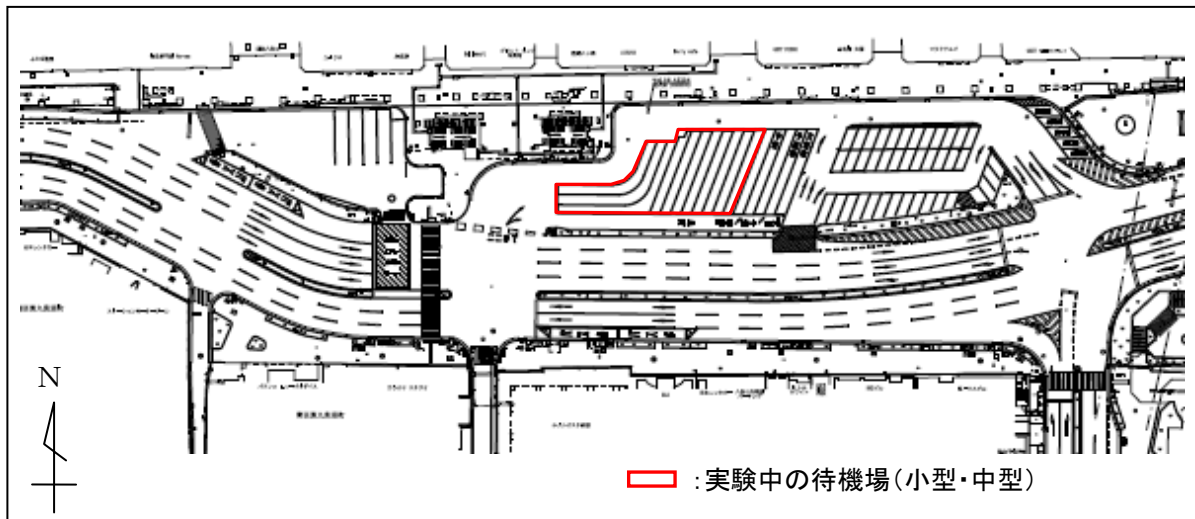


図1 南口広場のタクシープール

【遠隔地の実験】

- 第2プールは鴨川西ランプ高架下の西側用地とする。経路は十条通を西進，油小路通を北上，八条通を東進するルートとする。（貸切バスと同経路）



図2 第2プール（遠隔地）

【近傍地の実験】

- 第2プールは西洞院東寺道交差点南西のコインパーキングとする。経路は西洞院通を北進，八条通を東進するルートとする。

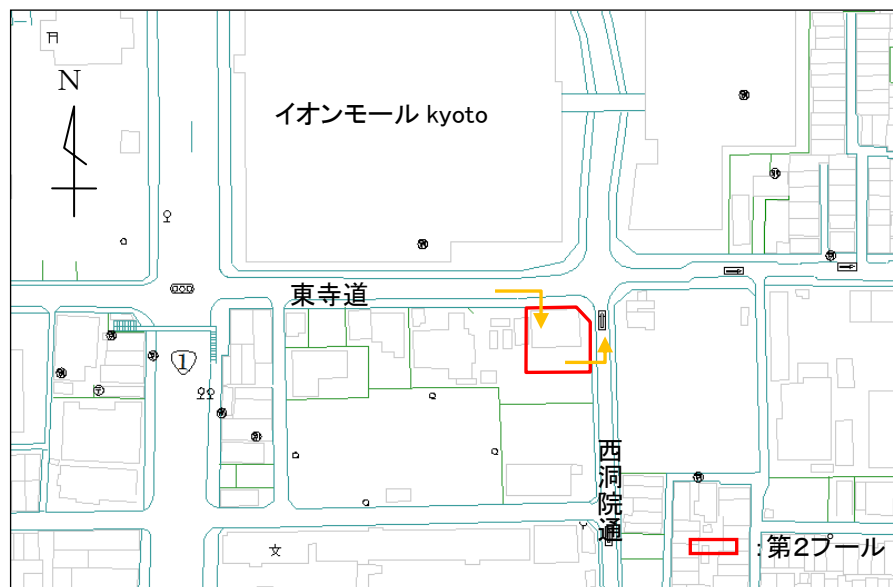


図3 第2プール（近傍地）

- 第2プールは，実験開始時間の30分前から入庫を受け付ける。
- 第2プールのタクシーには，第2プールを経由したことが分かるように，入った順に番号札（A4）を渡し，ダッシュボードに置いてもらう。

- 南口広場プールの入り口には「9時～16時（目安）は、社会実験のため、第2プールを経由しないタクシーは入庫できません」という看板を設置し、実験開始前に、八条通に並んでいるタクシーに同じ内容のチラシを配る。
- 南口広場プールは、実験開始以降は、番号札（A4）のないタクシーは入庫させない。
- 実験開始後、南口広場プールの台数が12台減った（タクシーが12台客を乗せ出発した）時点で、南口広場プールの調査員は第2プールに連絡する。南口広場プールから連絡を受けた第2プールの調査員は、12台を出発させ、番号札の番号と出発時間を記録する。
- 南口広場プールの調査員は、第2プールから到着したタクシーの番号札の番号と到着時間を記録する。
- 第2プールから出発しても、途中で客を乗せるなど南口広場プールにこないタクシーも想定されることから、第2プールに連絡後、15分が経過しても到着台数が12台に満たない場合は、南口プールの調査員は足りない台数を第2プールに連絡する。連絡を受けた第2プールの調査員は、その台数を出発させる。
- 実験終了の40分前から第2プールの入庫を停止し、入口に「現在の第2プール内のタクシーが駅前広場に到着した時点で実験を終了します」という看板を掲示する。
- 実験終了の20分前に、第2プール内の全てのタクシーを出発させる。
- 第2プールの最終のタクシーの後を車で追走し、駅前広場に到着したら実験を終了する。

3.5 人員配置と役割

表1 南口広場の人員配置と役割

場 所	人 員	役 割
南口広場 プール	調査員 2名	12台減少の連絡、未到着台数の連絡、入庫時間・出発時間の記録
	交通誘導員 1名	第2プールを経由したタクシーだけを入庫させる。

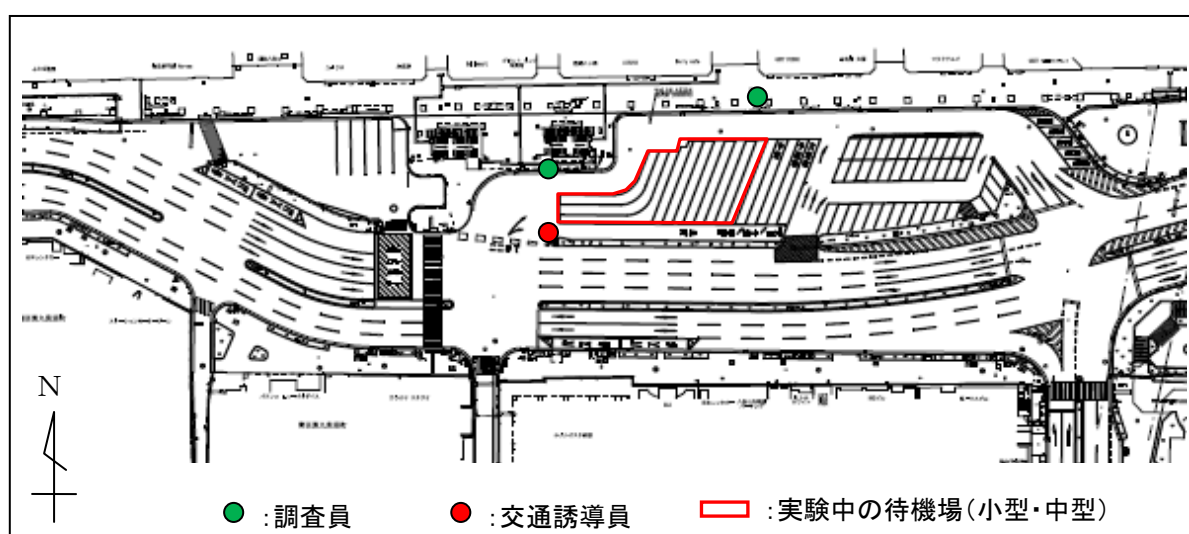


図4 南口広場の人員配置図

表2 第2プールの人員配置と役割

場 所	人 員	役 割
第2プール	調査員 2名	駅前プールからの減少台数の連絡の受け，出発の合図，入庫時間・出発時間の記録
	交通誘導員 2名	出入の安全確認，第2プールが満車になった際の入庫停止，入庫待ちタクシーの排除

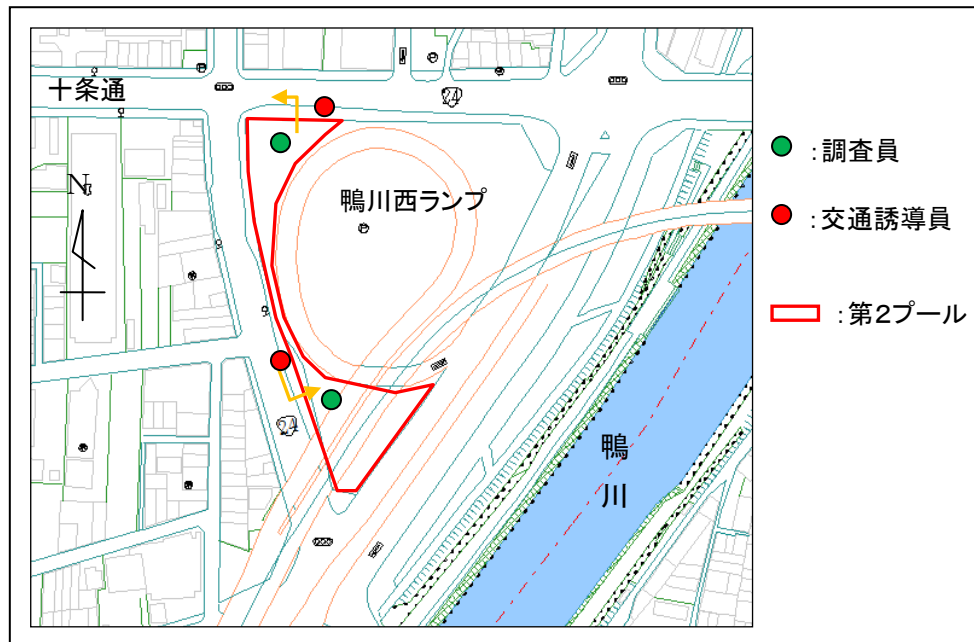


図5 第2プールの人員配置図（遠隔地）

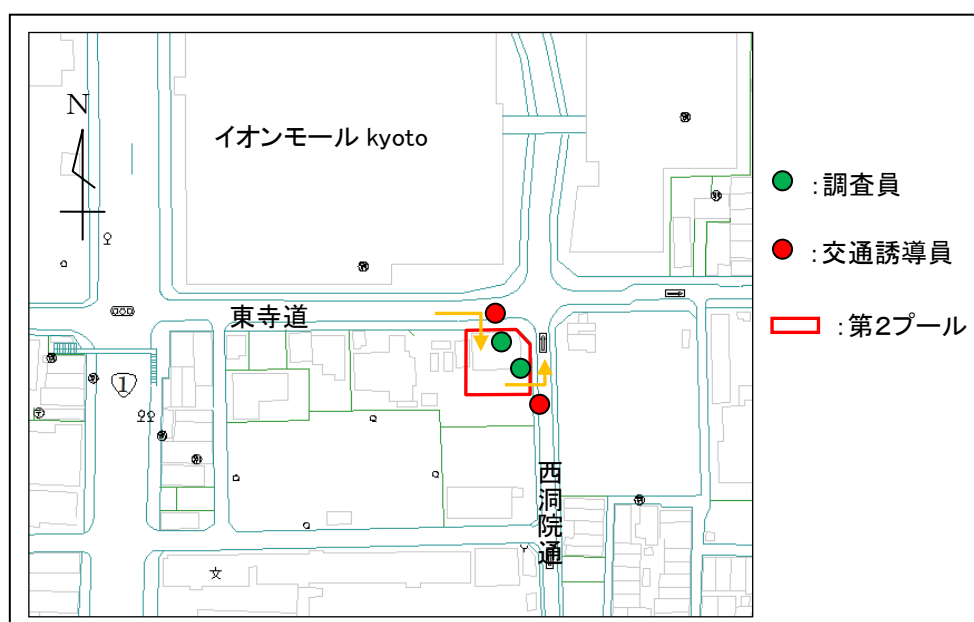
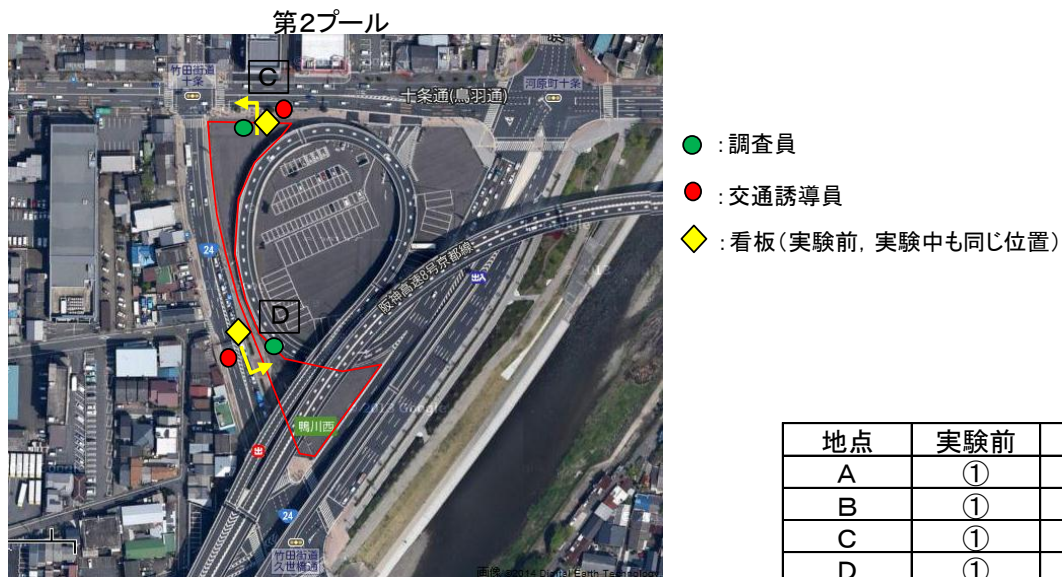
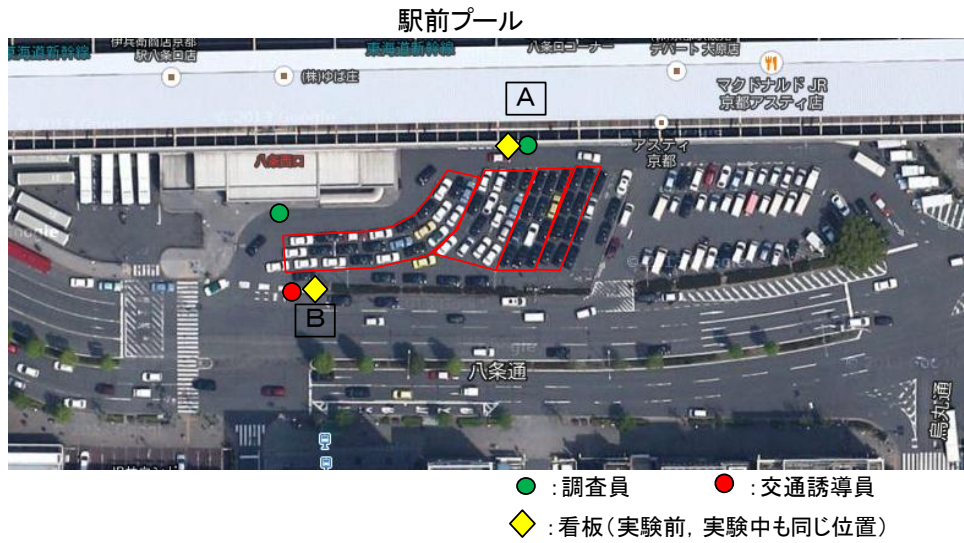


図6 第2プールの人員配置図（近傍地）

タクシーショットガン社会実験看板配置図



地点	実験前	実験中
A	①	②
B	①	②, ③
C	①	②
D	①	②→②, ④

実験前設置看板

①

お知らせ

○月○日○時～○時タクシーの待機方法に関する社会実験を実施します。
ご迷惑お掛けしますが、ご協力お願いします。

京都市都市計画局
歩くまち京都推進室

実験中設置看板

②

タクシーの待機方法に関する

社会実験中

京都市都市計画局
歩くまち京都推進室

③

お知らせ

○月○日○時～○時は、タクシーの待機方法に関する社会実験のため第2プールを経由しないタクシーは入庫できません。

京都市都市計画局
歩くまち京都推進室

④

お知らせ

現在の第2プール内のタクシーが駅前広場に到着した時点で実験を終了します。

京都市都市計画局
歩くまち京都推進室

4 タクシープール等の利用規則について

4.1 方針

駅前広場の交通の整序化を図るため、違反した場合はタクシープールの利用の一時停止（プールの運用時間帯はタクシー乗り場に入れない）等のペナルティを果たした南口駅前広場と周辺道路の利用規則を定める。

4.2 エリアマネジメント会議における意見

- アバンティの周辺にはタクシー乗り場（西側）、バス停（東側）があり、利用規則に、アバンティ周辺も含めてほしい。

4.3 利用規則の骨子の案

- タクシープールの利用者は事前に登録が必要。
- 駅前広場のタクシー乗降場等の良好な利用を図るため、指導員を選任する。
（指導員：タクシープールの管理者の構成員）
- 指導対象事項及び反則点数は次のとおりとする。

① I Cカードの貸与	〇点
② 乗り場、待機場後方における路上待機	〇点
③ 不法駐停車	〇点
④ タクシー降り場における客乗せ	〇点
⑤ 客引き行為	〇点
⑥ 路上喫煙	〇点
- 累積違反点数が〇〇点以上になった者は、〇〇日間タクシープールの利用を停止する。
- 規則の及ぶ範囲は、八条通の油小路通交差点東詰から竹田街道交差点西詰、竹田街道の八条通交差点北詰から南第四緯5号線交差点北詰、第2プール入口付近とする。

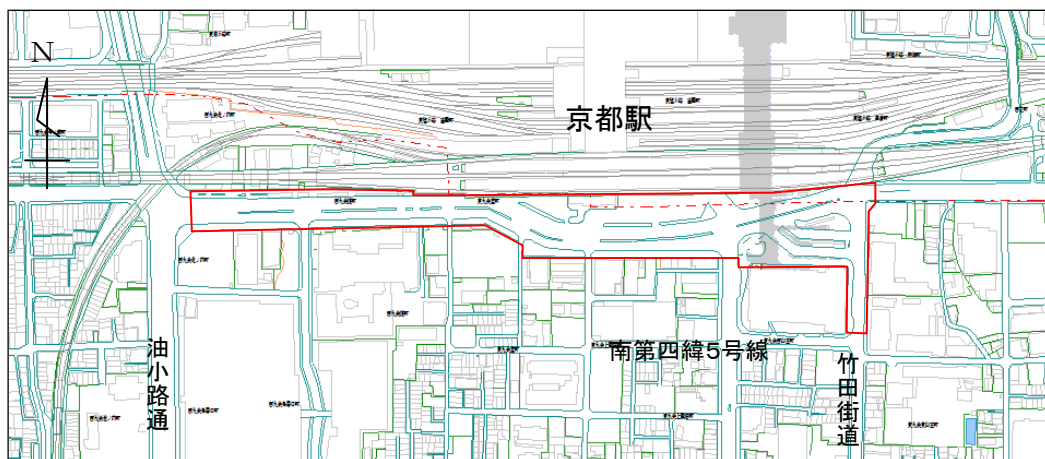


図1 利用規則の及ぶ範囲（第2プール入口付近を除く）

※ 法的な整理は、今後、行っていく。